

三重県自転車安全利用条例（仮称）骨子案からの主な変更点

項目	骨子案（変更前）	素案（変更後）
条例の構成	第1章 総則 第2章 自転車等の安全利用に関する施策 第3章 自転車損害賠償責任保険等への加入等 第4章 雑則	第1章 総則 第2章 自転車等の安全利用 第3章 自転車損害賠償責任保険等 第4章 自動車損害賠償責任保険等 第5章 雑則
定義 （第2条）		車両、自動車等、学校等を追加
基本理念 （第3条）	○自転車等の安全利用の促進は、県、自転車等運転者、市町、県民等が責務・役割を果たすとともに、相互に連携・協力し自転車等の利用に係る交通事故の防止等を図ることを旨として行う	○自転車等の安全利用の促進は、自転車等が県民等にとって身近な交通手段であり、県民生活等に有用であるとともに、その利用に当たり車両として交通安全に関する法令の遵守が図られ、歩行者及び他の車両が共に安全に安心して道路を通行することができるようにすることが重要であるとの認識の下に行う ○自転車等の安全利用の促進は、県、市町、関係行政機関、県民、自転車等の運転者、保護者等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むことにより行う
県の責務 （第4条） ※第1項省略	○自転車等運転者、市町、県民等が実施する自転車等の安全利用の取組を支援するため、情報提供・助言・必要な支援を行う ○県民に対し、自転車等の安全利用に関する交通安全教育、広報・啓発活動を行う	○市町、関係行政機関と相互に連携して、自転車等を安全に利用することができる道路交通環境の整備を推進する ※「道路交通環境の整備」の項目から移動

項目	骨子案（変更前）	素案（変更後）
自転車の運転者の責務（第5条） ※第1項のみ	○自転車が車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に配慮しながら自転車を安全に利用する	○自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に十分配慮しながら自転車を安全に利用する
特定小型原動機付自転車の運転者の責務（第6条） ※第1項のみ	○車両であることを認識し、法令を遵守するとともに、歩行者、他の車両の通行に配慮しながら安全に利用する	○特定小型原動機付自転車の安全利用に必要な知識及び技能を習得するとともに、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者及び他の車両の通行に十分配慮しながら特定小型原動機付自転車を安全に利用する
自動車等の運転者の責務（第7条）		○自転車等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努める ※新規で追加
保護者の役割（第8条） ※第1項のみ	○監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努める	○監護する未成年者に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努める
学校の役割（第9条）	○学校は、自転車等の安全利用に関する教育・啓発を行うよう努める	○児童、生徒又は学生に自転車等の安全利用に必要な知識及び技能を習得させるよう努める
事業者の役割（第10条） ※第2項省略	○自転車等で通勤、又は事業活動で自転車等を利用する従業者に対し、自転車等の安全利用に関する啓発・指導を行うよう努める ○自転車等の安全利用に関する理解を深め、事業活動を通じて自転車等の安全利用のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努める	○自転車等を事業の用に供するときは、自転車等の安全利用に必要な措置を講ずるよう努める

項目	骨子案（変更前）	素案（変更後）
自転車等の安全利用に関する教育等（第13条） ※第1項、第2項省略		○保護者は、監護する未成年者に対し、自転車等の安全利用に関する教育を行うよう努める ○学校等の長は、幼児、児童、生徒、学生に対し、その発達段階に応じて、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等を事業活動の用に供する事業者は、自転車等を道路において運転する者に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等の通勤者がある事業者は、従業員に対し、自転車等の安全利用に関する教育又は啓発を行うよう努める ○自転車等の小売業者は、事業を行うに当たっては、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努める ○自転車等の貸付事業者は、貸付け用自転車等を利用する者に対し、自転車等の安全利用に関する啓発を行うよう努める ※各主体の役割及び「小売業者等による情報提供」の項目から移動
乗車用ヘルメットの着用の促進（第14条） ※第2項のみ	○次の者は、括弧書きに記載の者に対し、自転車等運転者の乗車用ヘルメットの着用に関して、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努める <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の親族又は同居者（高齢者） ・自転車等の通学者がある学校（自転車等の通学者） ・自転車等の貸付事業者（借り受ける者） ・通勤に自転車等を利用する従業員がある事業者（自転車等の通勤者） ・自転車等の小売業者（自転車等の購入者等） 	○次の者は、括弧書きに記載の者に対し、自転車等運転者の乗車用ヘルメットの着用に関して、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努める <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の保護者（未成年者） ・高齢者の親族又は同居者（高齢者） ・自転車等の通学者がある学校（自転車等の通学者） ・自転車等を事業の用に供する事業者（自転車等を運転する従業員） ・自転車等の通勤者がある事業者（自転車等の通勤者） ・自転車等の小売業者（自転車等の購入者等） ・自転車等の貸付事業者（借り受ける者）

項目	骨子案（変更前）	素案（変更後）
情報の提供 （第18条） ※第2項のみ	○学校は、児童生徒等に対し、保険等への加入に関する情報を提供するよう努める	○学校等は、幼児児童生徒等に対し、保険等への加入に関する情報を提供するよう努める
自動車損害賠償責任保険等の契約の締結強制 （第19条）		○特定小型原動機付自転車は、自動車損害賠償責任保険等の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない。 ※新規で追加